

低所得者支援臨時給付金(こども加算分)申請書(請求書)

(※令和5年12月1日時点の住所登録地)	
八幡浜	市長様



2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 対象児童

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	性別	個人番号	申請者と令和5年12月1日時点の住所の状況	異なる場合には令和5年12月1日時点の住所を記載
	生年月日					
1				平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
2				平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
3				平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
4				平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
5				平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	

○対象となる児童の範囲は、以下のとおりです。
 ア 令和5年12月1日時点で、「申請・請求者」と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)
 イ 「申請・請求者」と同一世帯、もしくは、別世帯だが扶養している令和5年12月2日以降に生まれた新生児
 ウ 令和5年12月1日時点で、同一世帯ではないが「申請・請求者」が扶養している18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)
 ※すでに八幡浜市もしくは他市区町村から低所得者支援臨時給付金(こども加算分)又は同様の給付金を受給している児童、もしくは、それらのこども加算給付の対象となった児童は対象外です。

3. 申請額・請求額

対象児童 (「2. 給付金対象児童」に記載の人数)	人	× 50,000円 =	申請額・請求額	円
------------------------------	---	-------------	---------	---

裏面も必ずご確認ください

4. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、八幡浜市社会福祉課(電話0894-22-3113)にお問い合わせください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 低所得者支援臨時給付金(均等割のみ課税世帯)(以下「給付金(均等割のみ課税世帯)」という。)の支給要件(※)に該当します。
- 給付金(均等割のみ課税世帯)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
ア 世帯に令和5年度住民税均等割課税者を含み、令和5年度住民税所得割課税者を含みません。
イ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
 - 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
 - 既に低所得者支援臨時給付金(こども加算分)(以下「給付金(こども加算分)」という)の支給を受けた世帯ではありません。
 - 給付金(こども加算分)の支給要件の該当性等を審査等するため、八幡浜市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - この申請書は、八幡浜市において支給決定をした後は、給付金(こども加算分)の請求書として取り扱います。
 - 八幡浜市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年6月28日までに、八幡浜市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(こども加算分)が支給されないことに同意します。
 - 給付金(こども加算分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(こども加算分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(こども加算分)を返還します。

提出書類 ※ 均等割のみ課税世帯給付と両方申請する場合、申請書・別居している児童の世帯の住民票の写し以外の提出書類は省略できます。

- 低所得者支援臨時給付金(こども加算分)申請書(請求書)(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (令和5年12月1日時点で別居している児童の加算給付を申請する場合)
別居している児童の世帯の住民票の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

低所得者支援臨時給付金(こども加算分)申請書(請求書)

(※令和5年12月1日時点の住所登録地)
八幡浜 市長様



2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
キタハマ タロウ 北浜 太郎	男 女	明治・大正・昭和・平成・令和 55年 10月 10日	愛媛県八幡浜市〇〇町〇〇-〇 電話 ××××(××)××××

2. 対象児童

No.	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	性別	個人番号 生年月日	申請者と令和5年12月1日時点の住所の状況	異なる場合には令和5年12月1日時点の住所を記載
	1	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	長男	男	〇・令 22年 4月 〇日	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる
2	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	長女	女	平・令 2年 11月 〇日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input checked="" type="checkbox"/> 異なる	〇〇市〇〇町〇番〇号
3				平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
4				平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
5				平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	

○対象となる児童の範囲は、以下のとおりです。
 ア 令和5年12月1日時点で、「申請・請求者」と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)
 イ 「申請・請求者」と同一世帯、もしくは、別世帯だが扶養している令和5年12月2日以降に生まれた新生児
 ウ 令和5年12月1日時点で、同一世帯ではないが「申請・請求者」が扶養している18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)

※すでに八幡浜市もしくは他市区町村から低所得者支援臨時給付金(こども加算分)又は同様の給付金を受給している児童、もしくは、それらのこども加算給付の対象となった児童は対象外です。

3. 申請額・請求額

対象児童 (「2. 給付金対象児童」に記載の人数)	2 人	× 50,000円 =	申請額・請求額	100,000 円
------------------------------	-----	-------------	---------	-----------

裏面も必ずご確認ください

4. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
〇〇	〇〇	①普通 2当座	1 2 3 4 5 6 7	キタハマ タロウ

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、八幡浜市社会福祉課(電話0894-22-3113)にお問い合わせください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 低所得者支援臨時給付金(均等割のみ課税世帯)(以下「給付金(均等割のみ課税世帯)」という。)の支給要件(※)に該当します。
- 給付金(均等割のみ課税世帯)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
ア 世帯に令和5年度住民税均等割課税者を含み、令和5年度住民税所得割課税者を含みません。
イ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
 - 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
 - 既に低所得者支援臨時給付金(こども加算分)(以下「給付金(こども加算分)」という)の支給を受けた世帯ではありません。
 - 給付金(こども加算分)の支給要件の該当性等を審査等するため、八幡浜市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - この申請書は、八幡浜市において支給決定をした後は、給付金(こども加算分)の請求書として取り扱います。
 - 八幡浜市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年6月28日までに、八幡浜市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(こども加算分)が支給されないことに同意します。
 - 給付金(こども加算分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(こども加算分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(こども加算分)を返還します。

提出書類 ※ 均等割のみ課税世帯給付と両方申請する場合、申請書・別居している児童の世帯の住民票の写し以外の提出書類は省略できます。

- 低所得者支援臨時給付金(こども加算分)申請書(請求書)(本書)**
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)**をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ **通帳やキャッシュカードの写し(コピー)**など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (令和5年12月1日時点で別居している児童の加算給付を申請する場合)
別居している児童の世帯の住民票の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)